

社会福祉法人若美さくら会
指定短期入所生活介護事業所
ショートステイ和幸苑

重要事項説明書

1. 事業者

設置者の名称	社会福祉法人若美さくら会
運営者の名所	社会福祉法人若美さくら会
運営代表者名	理事長 大 淵 金 広
所在地	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢 8 6 番地 1 2
運 営 事 業	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム（50名） 短期入所生活介護事業所ショートステイ（20名） ケアハウス和幸苑（15名） デイサービスセンター和幸苑 通所介護事業所（30名） 在宅介護支援センター和幸苑 和幸苑居宅介護支援事業所

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

当施設では、介護サービスを必要とする利用者に対し、心身ともに穏やかな生活を送れるように、又、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を提供するとともに、その環境、年齢及び心身の状態に応じた必要な介護サービスを総合的に提供し、援助することを目的とします。

施設運営方針

当施設においては、提供する施設サービスは、介護保険法並びに厚生労働省令の趣旨及び内容に沿って行うこととします。

- (1) 当施設は、利用者の要介護状態に応じて、適切なサービスを提供します。
- (2) 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、適切な介護技術をもって行います。
- (3) 施設サービスの提供にあたって職員は、親切丁寧を旨とし、利用者または家族に対しサービス内容及び提供方法について、理解しやすいように説明します。
- (4) 施設サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、行動を制限する行為は行いません。
- (5) 当施設は、提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。

3. ご利用施設の概要

施設の名称	短期入所生活介護ショートステイ和幸苑
施設種別	短期入所生活介護施設
所在地	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86番地12
開設年月日	平成8年12月1日
県知事指定番号	第0572305571号
施設長	谷 真人 電話 0185-46-2011 FAX 0185-46-3400
交通の便	男鹿線船越駅下車、潟西線バス20分角間崎バス停下車15分 男鹿線脇本駅下車、五里合線バス20分角間崎百目木バス停下車徒歩5分
敷地概要	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86番地12 21,326.42㎡ 男鹿市(旧若美町)借用地
建物概要	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ銅板葺平屋建 3,308.00㎡ 事業者の所有・竣工 平成8年10月1日
利用定員	20人

(1) 居室

特養

4人室 11室 468.60㎡ (1床あたり 10.65㎡)

個室 6室 82.80㎡

ショートステイ

4人室 5室 165.00㎡ (1床あたり 8.25㎡)

※ 利用者又は契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。ただし、個室を希望する場合には、別紙利用料金表に記載したとおり料金が変わります。

利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者、家族等との協議のうえ決定するものとします。

[居室に関する特記事項]

居室にはトイレ・洗面台は付いておりません。また、テレビは必要な方に各個人で準備していただきます。

(2) 主な共同設備

1. 玄関

2. 事務室
3. 介護員室、医務室、静養室
4. 相談室、ボランティア室・会議室
5. 食堂、ホール
6. 浴室、(一般浴槽、座位式中間浴槽、臥床式特殊浴槽・トイレ)
7. 洗濯室
8. トイレ、洗面所
9. 機能訓練室
10. 霊安室

(3) その他

各個人用ギャジベット、床頭台、衣類衣装ダンス、すべてのトイレ、浴室にナースコール等の設置

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者の費用負担はありません。

4. 職員の配置と勤務体制

以下は入所定員50名、短期入所20名を含む体制です。 () 内兼務

職 種	職員数	備考(資格等)
施設長(管理者)	1人	社会福祉施設長
生活相談員	1人	社会福祉主事
医師	2人	嘱託医師
介護職員	25人	介護福祉士
看護職員	3人(3)	正看護師・准看護師
機能訓練指導員	3人(3)	正看護師・准看護師
介護支援専門員	1人(1)	介護支援専門員
事務員	4人(2)	
栄養士	1人(1)	栄養士
調理員	6人(1)	調理師
施設管理員	2人	
夜間勤務職員	3人	介護職員

[平均勤務体制]

施設長(管理者)	9:00~18:00	1人
生活相談員	9:00~18:00	1人

栄養士	9:00～18:00	1人
事務員	8:30～17:30	3人
介護員		
(早番)	7:00～16:00	3人
(日勤)	9:30～18:30	3人
(遅番)	10:30～19:30	3人
(夜勤)	17:00～ 9:00	3人
看護員		
(早番)	7:30～16:30	1人
(日勤)	9:00～18:00	2人
※ 看護職員は、当番(交代)で夜間、自宅待機体制をとり急変時に備えます。		
調理員		
(早番)	5:30～15:00	1人
(日勤)	9:00～18:00	2人
(遅番)	10:00～19:00	1人
施設管理員	8:30～17:30	2人
管理当直者	17:30～ 8:30	1人

5. サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

介護度に応じた短期入所生活介護サービス計画を作成し、利用者の意見や心身の状況をふまえ介護サービス計画に応じたサービス(食事・入浴・排泄援助・生活等)を提供します。

その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

種 類	内 容
【介護全般】	短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。また利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術を持って介護にあたります。
【食 事】	<p>1日3食(定食方式)、食堂内配膳、年6回の選択食、栄養士の立てる献立表により、それぞれの身体的状況等に応じた食事を提供します。</p> <p>食事の提供に要する費用(食材料費、調理費相当分)については自己負担となり、別紙「利用料金表」に記載した通りです。</p> <p>また、食事が不要な場合は、お申し出ください。一週間前までお申し出があった場合には「食事に係る自己負担額」は減免いた</p>

します。

【食事時間】 朝食 7：30 昼食 12：00 夕食 18：00
食事の時間、食事場所などは相談に応じます。

【入浴・清拭】 基本的には週2回以上、身体状況等により入浴が困難な場合は、シャワー浴、足浴、清拭等を実施します。

【排泄介護】 心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立を目指します。困難な場合は適切な方法（声掛け、トイレ誘導、定時おむつ交換等）、適切な福祉用具（紙オムツ、紙パンツ、尿取りパッド等）を使用して支援します。
ただし、利用者の排泄状況によっては交換回数、使用するオムツ等も変わります。

【離 床】 寝たきり防止のため、体調に合わせてできる限り離床に配慮します。

【機能訓練】 必要に応じて、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善、維持のための機能訓練を生活ケアの中で行います。

【相談・援助】 利用者や必要に応じて家族に対して生活、介護、環境等に関する相談、助言を提供します。

【社会的便宜の提供】 レクリエーション、行事などの提供、日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで利用者、家族が対応困難な場合の代行手続きを行います。

【生活サービス】 シーツ交換、居室清掃、施設内で可能な洗濯。

【健康管理】 利用中の医療機関の受診は、基本的に家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。その他看護員による毎日の健康管理、服薬管理、保健衛生業務を実施します。

【送 迎】 利用者の心身の状態、家族等の事情等から見て送迎を必要と認められる利用者に対して、通常を送迎地域として、男鹿市、潟上市、大潟村、三種町に限り居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の金額が御契約者の負担となります。

(※ 料金については、別紙「利用料金表」を参照)

種 類	内 容
【理髪・美容】	毎月1回、理髪サービスを利用いただけます。 ただし、利用者の利用期間中に実施された場合に限りです。
【洗 濯】	洗濯は当施設内でも行いますが、セーター等ウール製品やドライクリーニング等はクリーニング店の宅配サービスを希望される場合はクリーニングの取次もいたします。 費用は、クリーニング店の種別料金表によりお支払いいただきます。 なお洗濯による色落ちや縮みについては保証しかねる場合がありますので、色落ちや縮みの無いものをご用意いたします。
【買い物代行】	利用者及び家族自ら購入できない場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合はやむを得ない場合を除き、5日前までに購入代金を添えてお申し込みください。
【金銭管理】	原則として、利用者、家族管理としますが、ご契約者の希望により施設に通帳、通帳の印鑑、現金預りを依頼される場合は(有料1日50円)の管理費をいただきます。 別に定める「特別養護老人ホーム和幸苑及びショートステイ和幸苑入所者預り金管理規程」に基づき、預り金等の管理をします。
【食事の提供】	食事の提供に要する費用(食材費及び調理費)については、実費相当額の範囲内において負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当り)のご負担となります。
【居住の提供】	居住に要する費用(光熱水費及び室料)については、施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室又は個室利用の方は、別紙「利用料金表」に記載された費用をご負担していただきます。 ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当り)のご負担となります。

※ 居室は、4人部屋(多床室)と個室(従来型個室)のどちらかをご利用いただけますが、ご希望、ご相談のうえ選択することができます。

ただし、入所状況によってはご希望に添えない場合もあります。

【その他】 利用者の嗜好品の購入、実費が伴う行事への参加など諸々費用はご負担いただきます。

クリーニング、宅配便、郵便物の取次ぎ等をいたします。

(3) 利用料金の支払い

前期(1)、(2)のサービス料金・費用については、サービス終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いいただきます。

6. 協力医療機関と医療

- (1) 医療機関の名称 香曾我部医院
院長名 香曾我部 秀雄
所在地 秋田県男鹿市払戸字渡部15番地
電話 0185-46-3313
診療科目 内科
入院施設 なし
救急指定の有無 救急告示病院
協力契約の内容 ①利用者への定期的な診断(利用者の健康状況に応じ、健康保持のため適切な処置を行う)
②利用者が急変した場合の緊急対応措置
③利用者に入院が必要となった場合の医療機関の紹介
- (2) 医療機関の名称 医療法人仁政会 杉山病院
院長名 渡邊 浩
所在地 秋田県潟上市昭和久保字北野出戸道脇41番地
電話 018-877-6141
診療科目 精神科
入院施設 ベッド数280床
救急指定の有無 救急告示病院
協力契約の内容 ①利用者への定期的な診断(月1回1時間)
②利用者が急変した場合の緊急対応措置
③利用者に入院が必要となった場合の医療機関の紹介

(3) 利用者の医療

1. 病気や怪我の治療は当施設の嘱託医または利用者が選択する医療機関で受けていただくことになり、医療費は医療保険制度で負担される以外の費用は、利用者の負

担となります。

2. 医療機関への受診時の付き添いは、家族から協力していただき対応します。

7. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。又、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を職員に周知徹底させます。

8. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9. 非常時災害時の対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

非常時の対応	◇ 別に定める「特別養護老人ホーム和幸苑消防計画」により対応します。
非常通報の体制	◇ 非常通報体制は所轄消防署への通報及び全職員での連絡体制を確保します。
近隣との協力体制	◇ 男鹿市消防団 第13分団 第1部 角間崎町内会 ※ 消防団とは別に角間崎町内会の構成員「災害時 応援協定」を定め協力体制を築いております。
平常時の訓練と防災設備	◇ 別に定める「特別養護老人ホーム和幸苑消防計画」により年2回以上の総合訓練・部分訓練（昼間及び夜間を想定）を入所者の方も参加して実施します。
防災設備の概要	①自動火災報知設備 1台 ②消火栓 10ヶ所 ③排煙装置 20ヶ所 ④非常警報装置 20ヶ所

- ⑤誘導灯 5ヶ所
- ⑥非常電源 1台
- ⑦スプリンクラー設備

10. 当施設をご利用いただく際の留意事項

【事故発生時の対応及び損害賠償】

当施設において、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに秋田県及び関係機関並びにご契約の家族又は、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録します。

又、当施設において介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、利用者、契約者と施設双方で協議したうえで損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生については、利用者に故意又は過失が認められる場合には、その置かれた状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

【緊急時の対応】

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、看護師等が24時間連絡をとれる体制をとり、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な処置を講じます

【苦情解決処理】

(1) 当施設に対する苦情やご相談は、以下の専門窓口で、いつでも受け付けします。

《ご利用時間》 午前9時 ～ 午後6時（毎週月曜日～金曜日）

※ 緊急時は、ご利用時間外でも受付をいたします。

苦情受付窓口（担当者） 相談員 泉 覚

苦情受付担当者は、利用者及び家族、代理人等から面接や電話、書面等により寄せられる苦情を随時受け付けします。

利用者からの苦情への適切な対応により、利用者の満足感の向上や利用者個人の権利擁護を図るとともに、福祉サービスの適切な利用を支援します。

※ 施設における苦情ご相談については、担当者が不在の時は、他の職員が対応いたします。

苦情処理第三者委員

公平公立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。こちらでもご意見、ご要望、苦情等を受付けております。

第三者委員	太田 博	学識経験者	TEL. 0185-46-2678
	進藤 昌則	学識経験者	TEL. 0185-46-2583
	武田 誠	学識経験者	TEL. 0185-47-2062

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情の申し出ができます。

男鹿市介護サービス課 介護班	所在地：男鹿市船川港船川字泉台66番地1 電話番号：0185-24-9119 FAX：0185-32-3955 受付時間：8:30～17:15
在宅介護支援センター和幸苑	所在地：男鹿市角間崎字岡見沢86番地12 電話番号：0185-46-2011 FAX：0185-46-3400 受付時間：8:30～17:30
秋田県国民健康保険団体連合会	所在地：秋田市山王四丁目2番地3 電話番号：018-862-6864 FAX：018-824-0043 受付時間：9:00～17:00（留守電あり） （祝日・年末年始を除く、月～金）
秋田県運営適正化委員会	所在地：秋田市旭北栄町1番地5号 電話番号：018-864-2726 FAX：018-864-2840 受付時間：9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く、月～金）

※ 男鹿市以外の利用者の場合は、利用者及び家族、代理人等の住所を所管する行政機関
その他苦情受付機関でも受け付けていただけます。

（行政機関その他苦情受付機関については別途指定致します）

【個人情報】

施設では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮いたします。ただし、利用者に施設サービス計画の変更があると認められた場合には、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合があります。又、関係機関、医療機関等に対して利用者に関する情報を提供する場合には、使用に係る説明を行い、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

【利用者の尊厳】

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

【外出】

外出の際には必ず行き先と帰宅予定時間を職員に申し出下さい。

【来訪・面会】

来訪者は面会時間を厳守し、面会者カードに記入後、必ずその都度職員に届け出てください。ただし、緊急の場合にはいつでも対応できるようになっています。また、来訪者が宿泊希望される場合には事前に許可を取っていただきます。

その他、職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

※ 来訪時、生もの等の持ち込みはご遠慮ください。

【居室・設備・器具の使用】

施設内の居室や設備、器具は本来の用途にしたがってご利用下さい。これに反したご利用者により破損等が生じた場合、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、賠償していただくことがあります。

【喫煙・飲酒】

喫煙は所定の場所に限らせていただきます。尚、タバコとライターは万一の事故防止のため施設で管理させていただきます。

また、飲酒については、他の利用者に迷惑行為等を及ぼす場合はお断りします。

【迷惑行為】

ケンカ、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はしないで下さい。他の利用者に対し著しい迷惑行為があり、話し合いにより改善される見通しが無い場合は家族と施設で協議し、今後の処置、対応を決めさせていただきます。

【所持品の管理】

所持品は日常生活用品のみとし、貴重品は避けていただきます。又、利用者同士の施設内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮下さい。

【現金の管理】

現金管理は原則として、自己管理となります。

【宗教活動・政治活動】

施設内で職員や他の利用者に対して、自身の信心している宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。又、外部からの紹介、活動もお断りいたします。

【動物飼育】

ペット等の持ち込み、飼育は施設の構造上及び衛生上できません。

1 1. 入所・退所

入所の詳細は契約書、運営規程、管理規程に基づき開始されます。又、契約書、運営規程上の契約の解除項目に該当する場合は退所することになります。

主な例は、次のとおりです。

- (1) 利用者又は契約者から退所の申し出があった場合。(在宅復帰、他施設へ入所等)
- (2) 利用料の滞納や重症な感染疾患の罹患と治療等が必要な場合。また、利用者本人の行動により他利用者への影響が考えられる場合。
- (3) 介護認定の更新により入所該当外の認定結果の場合。

1 2. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	① あり	実施日	
		結果の開示	1 あり ② なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

改版記録

(履歴は管理台帳による)

第9版 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

「利 用 料 金 表」

1. 介護給付サービスによる料金

下記の表により、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

表 1

(1日当たり：単位円)

要介護度区分	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
自己負担額	596	665	737	806	874

2. サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合、ご利用者に一定基準のサービスを提供する体制が整っていると評価されます。1日あたり18円を加算してお支払いいただきます。

表 2

(1日当たり：単位円)

サービス提供体制強化加算Ⅱ	18
---------------	----

3. 夜勤職員配置加算Ⅰ

夜勤帯における夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の数の介護職員又は、看護職員を配置している場合は、1日あたり13円を加算してお支払いいただきます。

表 3

(1日当たり：単位円)

夜勤職員配置加算Ⅰ	13
-----------	----

4. 長期利用者提供減算Ⅰ

短期入所生活介護を長期間にわたって連続利用した場合、連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護を利用している利用者に、1日あたり30円が減算されます。

表 4

(1日当たり：単位円)

長期利用者提供減算Ⅰ	▲30
------------	-----

5. 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護サービスで働く介護職員のためのキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした事業所に対して、介護職員の賃金の改善のためにお金を支給することを目的とした加算です。要介護度区分により、下記表5の金額をお支払いいただきます。

表 5

(1日当たり：単位円)

要介護度区分	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
自己負担額	5 2	5 8	6 4	7 0	7 5

6. 介護職員等特定処遇改善加算 I

介護サービスで働く技能・経験のある介護職員や、その他の職種の職員の賃金の改善のためにお金を支給することを目的とした加算です。要介護度区分により、下記表 6 の金額をお支払いいただきます。

表 6 (1 日当たり：単位円)

要介護度区分	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
自己負担額	1 7	1 9	2 1	2 3	2 5

7. その他の介護給付サービスの加算等

(1) 送迎加算

入退所時に送迎サービスを利用した場合は、1 回当たり片道 1 8 4 円、往復 3 6 8 円を加算してお支払いいただきます。

表 7 (単位円)

送迎加算 (片道につき)	1 回当たり	1 8 4
--------------	--------	-------

(2) 療養食加算

ご利用者の病状等に応じて、医師の指示による疾患治療の食事箋に基づき、治療食の献立表が作成され提供した場合は、1 食当たり 8 円 (1 日 3 回まで) を加算してお支払いいただきます。

表 8 (1 日当たり：単位円)

療養食加算	8
-------	---

(3) 認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症の行動・心理症状が認められた際に、在宅生活が困難であると医師が判断した方が緊急で短期入所生活介護をご利用した場合には、ご利用日から 7 日を限度として、1 日当たり 2 0 0 円を加算してお支払い頂きます。

表 9 (1 日当たり：単位円)

認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0
------------------	-------

(4) 若年性認知症患者受入加算

若年性認知症患者を受入、ご利用者やご家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合、1 日当たり 1 2 0 円を加算してお支払いいただきます。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算をお支払いいただいている場合は除きます。

表10

(1日当たり：単位円)

若年性認知症利用者受入加算	120
---------------	-----

8. その他の介護給付の対象とならないサービス

(1) 食費・居住費

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ 下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払いいただきます。

表11

令和3年8月1日から

(円)

対象者	区分 利用者 負担	居住費		食費
		多床室	従来型 個室	
生活保護受給のかた	段階1	0円	320円	300円
世帯 市町村民税非課税の老年福祉 年金受給のかた				
全 市町村民税非課税かつ本人年 金収入等80万円以下の方	段階2	370円	420円	600円
が 非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下	段階3 ①	370円	820円	1,000円
非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階3 ②	370円	820円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税	段階4	855円	1,171円	1,445円

(2) その他

上記以外にも、保険給付とならない、理髪・美容・施設外洗濯・物品購入・出前・外食・特別なレクレーション・関係機関への諸手続き等を希望する場合には、その都度、実費をお支払いいただきます。

9. 利用料金の支払い方法

費用は、ご利用期間に提供したサービスに対する利用料金をサービス終了時にお支払いいただきます。お支払いの方法は、以下のいずれかでお願いします。

ア、窓口での現金払い

イ、指定口座への振込み

【振込み先】	秋田なまはげ農協若美支店
	普通口座
口座番号	0012132
口座名義人	社会福祉法人若美さくら会
	ショートステイ和幸苑

利用料金について、何かご不明な点がありましたら、施設へご連絡ください。

連絡先：ショートステイ和幸苑

TEL：0185-46-2011

FAX：0185-46-3400

年 月 日

指定短期入所生活介護事業所「ショートステイ和幸苑」入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者 住所 秋田県男鹿市角間崎字岡見沢 8 6 番地 1 2

名称 社会福祉法人若美さくら会
短期入所生活介護事業所ショートステイ和幸苑

説明者職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により事業者から短期入所生活介護事業所「ショートステイ和幸苑」について、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏 名 _____ 印

契約者（利用者の家族等）

住所 _____

氏 名 _____ 印